

脱炭素市民アクションプラン in あつぎ

まえがき

わたしたち厚木市民は、豊かな自然、歴史に培われてきた文化など、先人のたゆまぬ努力により守り育ててきた厚木市の素晴らしさを受け継いできました。しかし、近年の地球規模での温暖化の進行は、この豊かな文化を持ったふるさとをも飲み込んでしまう恐れがあります。このような状況にならないために、全ての人当事者として温暖化防止のための脱炭素社会の必要性を広く認識し行動を変えていかなければなりません。

厚木市では、2050年にカーボンニュートラルを目指すことを表明し、達成までの道筋を示す厚木市カーボンニュートラルロードマップを2023年3月に策定しました。この中では、2050年までのCO₂削減目標、再生可能エネルギーの導入目標、省エネ目標を定めています。

あつぎ気候市民会議では、このロードマップを厚木市民の立場でより深く補完し肉付けすることを目標に置いています。日ごろ温暖化問題に関心の薄い人も特に意識せずとも厚木市が脱炭素で豊かな暮らしやすい環境であり続けられる社会の仕組みをつくろうとの思いから、市民が主体のあつぎ気候市民会議を企画しました。

2023年4月、無作為に選ばれ3千人の厚木市民に気候市民会議の参加を呼びかける案内を郵送しました。男女比、年齢構成、住居地等の調整を経て、52名の市民からなる、いわゆるミニ・パブリックス※と呼ばれる「あつぎ気候市民会議」が立ち上がりました。

会議の参加者は、地球温暖化やエネルギーについて、特別の専門知識を有しているわけではない一般の市民から、仕事等を通じて関連の分野に非常に詳しい方まで様々でした。会議は、2023年6月から同年11月まで、計6回、月に1回のペースで毎回午後6時から7時45分間の開催です。

殆どが未経験ながらも、意欲のあるファシリテーターによる進行の下、専門家からのレクチャーやアドバイスに支えられ、互いの考えを知り、意見を闘わすこともできるようになりました。

ここに、市民討議を積み重ねてきた結果を集約し、あつぎ気候会議からの提言「脱炭素市民アクションプラン in あつぎ」として発表します。

市はこのアクションプランを受け入れ、市民は関係する全ての企業・行政などと協働しながら脱炭素社会の早期実現に向けた行動を継続して取り組みます。

本市民会議を実施していくにあたり、各専門分野の皆さまの参画やアドバイスを頂くと共に、厚木市をはじめ環境再生保全機構地球環境基金および地域の企業様から多くの助成金を頂きました。更に厚木市市民協働提案事業として取り上げて頂き、資金面のみならず多くのご支援に支えられてここまで実施することができました。関係した全ての皆様に改めてお礼申し上げます。

※ミニ・パブリックス

まず熟議参加者が無作為に選ばれ、専門家が知識を提供した後、小さなグループに分かれて熟議を行う。熟議民主主義を実践する仕組みの一つ。

あつぎ気候市民会議 実行委員会

脱炭素市民アクションプラン in あつぎ

【記載内容の読み方】

- 箇条書き部分は、具体的解決策、方策の例
- ※ 言葉の注釈は各章の中項目（ ）ごとにその最後にまとめて記載する

第1章 再生可能エネルギー※1の地産地消

(1) 太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー（以下、再エネと略記）の導入

厚木市民※2は、再エネ発電を2019年(44MW)比2030年までに3.7倍(160MW)、2050年までに9倍(400MW)に増やすため、太陽光発電を中心に可能なすべてのところに設置する。また蓄電池の普及拡大にも注力する。2050年には再エネ発電の利用率を100%にする。

地域間連携として厚木市以外の地域(近隣市町村、さらに広域自治体も)との再エネの連携や交流を視野に入れて導入を促進する。

※1 再生可能エネルギー	有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、太陽光や風力など自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。
※2 厚木市民	このアクションプランで使用している「市民」は、厚木市自治基本条例に定義されている通り厚木市内に居住する者、厚木市内に通学し、又は通勤する者、厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体、厚木市に対し納税の義務を負う者をいう。

1) 太陽光発電導入促進の事業体形成

市民は太陽光発電設備の導入に関心を持ち促進するため、市民出資も含む推進事業体の活動に参加する。市には以下の取組みを行う市民参画の事業体を作ることを求める。

- 普及啓発と相談
- 市民出資の募集・管理
- 調査・進捗状況の開示
- 市内企業・大学等との連携

2) 戸建て住宅への太陽光パネルと蓄電池の設置

市民は戸建て住宅の設置可能なところにはすべて太陽光パネルを設置する。またその際は、なるべく蓄電池もセットで導入する。ただし、設置推進にあたっての公平な立場の相談窓口がないため、以下内容等が相談できる窓口の設置は必要。

- 推進するための相談窓口で、発電設備の必要性和メリット、必要な条件やリスクの説明を受ける。活用しやすい補助金制度※3や第三者所有のスキーム(PPA※4)などいろいろな選択肢を得る。

3) 新築住宅への太陽光パネル設置義務化

市民は新築住宅を建てる時は、太陽光パネルと蓄電池を設置する。

市にはすべての新築戸建て住宅において、太陽光パネル設置義務化と蓄電池設置推

奨めるように働きかける。(ただし日照条件が良いところに限定)

4) 集合住宅への太陽光パネルと蓄電池の設置

市民は集合住宅に太陽光パネルや蓄電池を設置するため、その電気を活用できる以下のような仕組みをそれぞれの管理者へ検討するよう働きかける。

- 共有部での自家消費、電気自動車(=EVと略記)充電設備、可能なら戸別家庭需要への対応。
- 分譲住宅(管理組合)、賃貸住宅(オーナー)、民間企業社宅(会社)、公営住宅(行政)など各条件で検討。

5) 公共施設への先行的な設置

市民は公共施設の建物への先行的な設置※5について、推進のための市民出資や参画のしかたを市が検討するよう求める。その際市民は、公共施設への太陽光パネル設置について、以下のようなアイデア出しや出資などで協力する。

- 公園に設置し子供たちが遊びやすい環境を整える。
- プールに屋根をつけて設置。
- 駐車場のソーラーカーポートなど。

6) 企業・事業者への太陽光パネル設置

市民は企業・事業者の建物にも可能なところはすべて太陽光パネルの設置を促すことを求める。市には新規建設の場合は義務化し、以下内容の条件で誘致を図るよう求める。

- 屋根面積の大きい流通倉庫では必須として、EV車による輸送を可能とする充電設備も完備するように求める。
- 条件を満たす企業への優遇措置を求める。

7) 大学への太陽光パネル設置

市民は大学に可能なところすべてに対して太陽光パネルを設置することを求める。市には大学への過度な負担を軽減する施策を求める。(設置の際、発電の状況が学生に見えるような状態にしておくことが望ましい。)

8) 学校への太陽光パネル設置

市民は市や学校法人に対して、学校内建築物等への太陽光パネルの設置を優先的に進めることを求める。また、設置だけではなく環境教育にも活用することを求める。

9) 店舗への太陽光パネル設置

市民は事業者に対して、厚木市内の店舗に太陽光パネルをつけることを求める。また、市民の再エネ普及意識向上にもつなげることができるよう以下のような積極的PR施策を推奨するよう求める。

- 市の施策として、店舗利用者に対して厚木市のポイント付与などのインセンティブを検討する。
- 日照条件がよいところがかつ駅周辺ではアーケード+ソーラーパネルをつける。

- 商業施設の屋外駐車場、コインパーキングなど日照条件のよいところにソーラーカーポート（建築基準法の要件あり）をつける。

10) 農地へのソーラーシェアリング普及

市民は農地への太陽光発電を設置するソーラーシェアリング※6が普及することを望む。普及のために、農業の継続支援と発電した電気を需要者へ届ける仕組み（オフサイトPPA※7）や以下の施策などを整備するよう市に働きかける。

- 2030年までに30MW（水田にして500～600反=50～60ha）程度普及する。
- 市民農園にソーラーシェアリングを設置する仕組みを整備する。
- 農業を担う組織を育成する。
- 大学や先行地域で適する作物を研究し成果を市民に提供する。
- JAとの連携を進める。
- 耕作放棄地活用を検討する。

11) 新技術の積極的な導入

市民はペロブスカイト太陽電池※8など新技術の積極的な導入を図るため、市に公共施設等のモデル施設で優先的に採用することを求める。

12) 大規模設置計画の規制

市民は、森林伐採などの環境破壊や防災上に課題がある大規模設置計画には歯止めをかけることを望んでいるため、該当する計画は市の許可を必要とする条例を制定するよう市に働きかける。

※3 補助金制度	国、県、市それぞれの行政で補助金制度は毎年設定されている。厚木市では2023年度は「厚木市カーボンニュートラル関連補助金」として、個人向け、企業向けなど多種多様な設定がある。
※4 PPA	「Power Purchase Agreement」の略で、施設の屋根等にPPA事業者が無償で太陽光パネルを設置し、発電された電気を使った分だけ施設所有者がPPA事業者を利用料を払う制度のこと。15年程度の契約が多く、電力使用者は初期費用なく再エネ電気を使用することができるようになる。敷地内で発電しそこで使用するものは、オンサイトPPAという。
※5 公共施設の建物への 先行的な設置	厚木市地球温暖化対策実行計画で、公共施設における再エネ導入を2030年までに50%に設置することを目標としている。
※6 ソーラーシェアリング	農作物に一定の光が届くよう、農地の上に間隔を開けてソーラーパネルを並べて農作物と電力両方を得ること。
※7 オフサイトPPA	オンサイトPPAに対し、発電場所と使用場所が離れている（敷地外）であるものをオフサイトPPAという。発電場所と使用者をつなぐために電力小売事業者を介して送電することが多い。自営線をつなぐこともできる。
※8 ペロブスカイト太陽電池	ペロブスカイト太陽電池は、薄い膜（塗布や印刷技術による）で、軽量かつ柔軟性があるため、シリコン太陽電池が設置できなかった場所にも設置できる。さらに、既にシリコン太陽電池を上回る高いエネルギー変換効率を実現しており、世界中で実用化に向けた研究が進んでいる。

(2) 多様な再エネ導入、熱利用

太陽光発電以外の多様な再エネ発電や太陽熱を含む熱利用の可能性を検討する。そのため市民は専門家や事業者などからなるチームに参画する。

1) 小水力発電の可能性検討

市民は小水力発電※9の可能性を検討するチームに積極的に参加、協力する。市には以下内容の検討チームを作るよう求める。

- 河川水、上水道や農業用水も含め小水力発電の可能性を探る。防災の視点からも検討する。

2) ごみおよびバイオマス利用

市民はごみおよび生物資源＝バイオマスの利用について、以下内容を各実施主体に求める。

- 行政に対して、ごみ焼却処理施設の熱を利用した発電と熱利用を進めること。
- 行政に対して、ごみ焼却施設からの電気、熱（蒸気、温水）エネルギーを利用して防災機能も兼ねた地域の拠点づくりを進めること。
- 行政に対して、生ごみや廃棄食品を利用するバイオマス発電（ガス化）※10・熱利用を進めること。（第4章関連：生ごみのコンポストによる肥料化で地域内循環）
- 関連事業者に対して、紙おむつの資源化再利用の検討すること。（第4章関連）
- 関連事業者に対して、畜産排泄物活用のバイオマス発電（ガス化）・熱利用を進めること。

3) 太陽熱や廃熱利用

市民は以下内容のような太陽熱や廃熱利用の可能性を探る検討チームに参加、協力する。市にはその検討チームを市が中心となって作るよう求める。

- 熱利用のポテンシャルを調査しその活用方法を検討する。
- 住宅における太陽熱による給湯や暖房を取り入れるための方策を検討する。

※9 小水力発電	1000 kW以下の規模（落差と流量で決まる）で、ダムなど貯水型ではなく水流を利用した発電設備。河川水、農業用水、上水道施設、下水道施設などのできる。水利権や法的手続きの条件がある。
※10 バイオマス発電（ガス化）	バイオマスとは動植物などから生まれた生物資源の総称。バイオマス発電では、この生物資源を「直接燃焼」したり「ガス化（発酵しメタンガス生成）燃焼」して発電する。

(3) 再エネの地産地消実現と地域エネルギーマネジメントシステム構築

厚木地域内で作った再エネ電力を地域内で消費するために、電力小売り事業を行う「地域新電力」※11を作る。さらに地域エネルギーマネジメントシステム※12を構築し、災害時のレジリエンス※13を高めるとともに、地域経済の循環・活性化を目指す。市民は

これらの組織化を促進するため市内関係者に働きかける。

1) 地域新電力創設に向けた取り組み

市民は地域新電力を供給する組織体をつくるために必要な市民参画による専門機関を設置することを市に求める。市民参画は以下内容。また、この専門機関では基本的な条件の調査、基本コンセプト、出資者、運営主体、規模、エリアなどを検討する。ここでつくった地域新電力は、地域内で市民や事業者が発電する非 FIT、卒 FIT※14の余剰電気などを買取り、地域内の市民や公共施設、事業者などの需要家に電気を供給する。

- 市民は地域新電力への関心を高め、市民出資に参加する。
- 市民は地域新電力から電気を買う。
- 市民は非 FIT、卒 FIT の余剰電気を地域新電力に売る。

2) 地域エネルギーマネジメントシステム構築

市民は地域エネルギーマネジメントシステムの先行事例を学び、システム構築の可能性を検討する活動に協力する。

3) 地域内自家消費拡大と災害レジリエンス向上

太陽光パネル設置場所では発生した電気については自家消費を基本とする。地域内の発電設備と需要家が離れている場合であっても新電力事業者が介在するマッチングや以下のような手法により、平時はもとより災害時でも地域内自家消費できる仕再エネ電気を積極的に使う。

- 余剰電力は地域内で蓄電し活用する。さらに災害時には地域内で電気を有効にまかなえる仕組みを検討する。
- 例えば公民館単位等で地域蓄電池を持つエネルギーマネジメントシステムを構築し、地域市民が参画する。
- 蓄電池として EV も活用する。
- 災害時の避難場所となりえる学校や公民館は再エネ発電設備、蓄電池を完備し、高断熱で快適な環境を整備する。
- 公民館単位等で地域蓄電池を持つエネルギーマネジメントシステムの構築に地域市民が参画する。

※11 地域新電力	地域内で再生可能エネルギーを生産し、地域で消費するために設立される電力小売事業。地域のエネルギー自給率向上と地域経済の健全な発展が期待される。
※12 地域エネルギーマネジメントシステム	地域内で発生するエネルギーの生産、蓄積、分配などを効率的かつ持続可能な方法で管理するシステム。地域エネルギーマネジメントシステムの導入により、エネルギーリソースの最適活用が可能となり、地域のエネルギーインフラの安定性が向上する。
※13 災害時のレジリエンス	・災害による被害を軽減し、迅速に復旧する能力。再エネの地産地消と地域エネルギーマネジメントシステムは、その向上に効果的。レジリエンスとは強靱性、弾力性、柔軟性などの意味。

※14 非 FIT,卒 FIT	FIT とは再生可能エネルギーの電力を固定価格で一定期間電力会社が買い取ることが国が約束する制度。卒 FIT は固定価格買取制度の期間が満了した発電設備。非 FIT は初めから FIT を使わない発電設備。
-----------------	---

第2章 移動・まちづくり

(1) コンパクトシティの形成

日常生活は歩いて暮らせるコンパクトシティを作る。必要な機能や施設が揃い住む人の交流ができる暮らしやすいまちにする。

ただし、コンパクトプラスネットワークの市の施策※15について、市は市民と課題を共有し、市民とともにまちづくりを進めるよう市に求めていく。

1) コンパクトシティ形成に向けた市民の取り組み

住んでいる地域におけるコンパクトエリア内での日常生活では、コンパクトエリア内に住む市民はできるだけ徒歩や自転車で暮らす。

市には、高齢者や障害のある方たちや、また坂道の多い地域で暮らしている人も生活しやすいよう、以下内容も含めた地域整備をするように働きかける。

- 市にはコンパクトエリア内を小型コミュニティバスが巡回することなどを求める。

2) 心地よいまちづくり

市民は以下内容のような心地よく過ごせるスペースのあるまちづくりを実現するため、関係者に働きかけるとともにまちづくりの活動に参加する。

- 緑が多く歩きやすい。
- カフェや休憩所が多い。
- 日射条件がよいところにはソーラーパネルのついたアーケードがある。

3) 駅周辺マイカー乗入れ制限

市民は駅周辺へのマイカー乗り入れをしないようにする。市へは以下内容に注意しながら、駅周辺へのマイカー乗り入れを制限し公共交通の乗り入れのみとすることを求める。

- マイカー乗り入れ制限は段階的に、時間帯による乗り入れ制限から始める。
- 高齢者や障害のある方の駅へのアクセスを確保する。

※15 コンパクトプラスネットワークの市の施策	厚木市では、人口減少や超高齢社会の進展に伴う様々な課題に対応し、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる都市を目指すため、「厚木市コンパクトプラスネットワーク推進計画（立地適正化計画・地域公共交通計画）」を令和3年3月に策定し、同年4月1日から運用している。
-------------------------	--

(2) 公共交通を充実し、自家用車に頼らないまち

CO₂ 排出量の少ない移動手段※16 である公共交通のバスが利用しやすいまちにする。公共交通利用促進策について、利用している市民の提案を積極的に反映する。自家用車の使用を減らす。市民はこれらの実現を公共交通事業者や市に求め、積極的に協力する。

1) 公共交通利用促進

市民は公共交通機関を積極的に利用する。

事業者や市に対しては、バス等を利用しやすくするため、以下のような公共交通利用促進策を求める。

- バス専用レーンが確保され渋滞がなく時間が正確で使いやすい環境整備。バスの運行状況が見えるアプリ※17 の提供。
- バス路線をわかりやすく表示する。イベント、レジャー、観光などに合わせて拡充し使いやすくする。市内どこへでも行きやすいよう路線を増やす。
- 高校通学用にスクールバスまたは巡回路線（いったん駅まで出なくてもいいルート）の提供。
- 乗客数に従った中型・小型バスの運行。
- 広域でも使いやすくするために、公共交通のサブスク化。（月額一定で乗り放題）
- 利用を増やすためにバス利用でポイント付与などの優遇施策の実施。
- 駅前を含むバス停にレンタサイクル、駐輪場、待合室などバス利用しやすいしくみの整備。
- 車いすでの乗降がスムーズにできるよう、バリアフリーバスの運行。

2) バスの EV 化促進

市民は CO₂ 排出削減が加速していくようバスの EV 化を進めるよう事業者を求める。

3) 将来的な公共交通

市民は将来的な公共交通として、自動運転バスやオンデマンドバス（個人の要求に合わせた運行）を実現するよう事業者を求める。

4) 市民のガソリン車使用削減

市民はガソリン車の使用を減らしゼロをめざす。また、市民のガソリン車使用が削減されても今までの生活と遜色ないような仕組みとして、EV カーシェアリング※18 が普及していくよう市や事業者などに働きかける。

※16 CO ₂ 排出量の少ない移動手段	一人を 1 km 運ぶのに排出する CO ₂ 量 国土交通省資料より（2019 年度） 自家用車：130gCO ₂ /人・km、バス：57gCO ₂ /人・km 鉄道：17gCO ₂ /人・km、飛行機：98gCO ₂ /人・km
※17 バスの運行状況が見えるアプリ	例として、神奈川中央交通株式会社が提供する「神奈中バスロケ」～バス利用者が、パソコンや携帯電話からリアルタイムの運行情報を取得することができるシステム。

※18 EVカーシェアリング	EVカーシェアリングとは、1台のEV車を共用して使用するサービスのこと。他地域では公用車での実績あり。集合住宅管理組合などで取り組む可能性もある。
----------------	---

(3) 電気自動車=EV の普及

1) EV の普及促進

市民はEVの普及を促進させる。そのために、EVのメリット、デメリットを理解するための以下のような環境構築を求める。

- EVのメリット、デメリットを理解するために、自動車メーカーなどの協力を得て1週間程度の体験乗車を行い、使い勝手、メリットデメリットを実感できる。
- 厚木市内で日産自動車(株)テクニカルセンターなどの協力で、市内環境イベントなど情報提供や相談を受けられる。

2) EV 充電器設備の拡充

市民はEVの普及を促進させる。そのために、以下内容を含めたEV充電器設備を拡充し利便性を上げることを各事業主体に求める。

- EV充電には再生エネルギーを用いる。
- 太陽光発電+蓄電池を併設しているガソリンスタンド、公共施設、店舗など。
- 自分が住む集合住宅の屋上に太陽光発電+蓄電設備をつけて住民が利用できるように管理者に働きかける。

3) 公用車のEV化&カーシェアリング

市民はEVカーシェアリングを積極的に使用する。市には公用車のEV化およびEV化された公用車の休日カーシェアリングを率先して提供し、以下のような公用車がEV化され市民に開放していることの告知活動を求める。また、事業者にも協力を呼びかけ、事業者所有のEVを稼働時間外にEVカーシェアリングを行うよう事業者を求める。

- 公用車はEVカーシェアリングしていることを車体に表示し市民にPRするよう求める。回覧板等で積極的に利用を促す。

(4) 自転車を利用しやすいまち

市民は近距離の移動においては自転車を利用する。市には自転車走行環境の整備を要望し、市民の安全確保と健康増進につなげる。

1) 近距離の移動は車から自転車へ

市民は近距離の移動では車に乗らずなるべく自転車を利用する。

市には自転車専用レーンや専用道路を拡充するよう求める。(現状の道路脇ラインでは安全確保にならない。)

2) 自転車利用にインセンティブを付与

市に自転車利用でエコポイントや自転車マイレージなどのインセンティブがあるよう求める。

3) 自転車等のマナーアップ

市民は自転車のマナーアップや交通規則の理解を広げる活動をする。また以下内容も含め、市の協力も得て活動を広げる。

- キックボード、セグウェイ、電動スクーターも同様。

4) シェアサイクルの拡充

市民は市や事業者の協力によりシェアサイクル※19を拡充することを求める。また、以下のような仕組みが提供されたらルールを守ってさらに積極的に利用する。

- 駅周辺や拠点バス停に配備する。
- 電動ではないシェアサイクルのほか、電動アシストサイクルも整備する。

※19 シェアサイクル	自転車を一時的に利用するための共有サービスの一形態。通常、都市部や特定のエリアで、自動貸出機や専用アプリを介して自転車を利用できるよう提供される。
-------------	---

(5) 新しい移動手段やサービスの導入

新しい移動手段や MaaS※20を活用して快適なまちをつくる。市民は実施主体となる市や事業者と協議体を作り地域のニーズが反映できるように参画する。

1) MaaS 活用

市民は、MaaS 活用による行政サービス、医療、介護、買い物などの仕組みを提供することを市や事業者に求める。市民は実施されたらこれを積極的に活用する。

2) CO₂ 排出のない移動手段

市民は以下のような CO₂ 排出のない移動手段でコンパクトプラスネットワーク※21の実現に向けた方法の検討を市に求める。

- グリーンスローモビリティ※22 など

3) コミュニティ交通

市民は、以下内容を含む、地域のニーズを満たすオンデマンドミニバス※23、EV タクシーなどの EV 使用のコミュニティ交通拡充を市や事業者に求める。

- 住む地域の具体的なニーズを住民が示す。人口減少や高齢化に伴う多様な課題解決にも活かす。

※20 MaaS	公共交通を含めた、自家用車以外の全ての交通手段による移動を1つのサービスとして捉え、ICT(情報通信技術)を活用して、シームレスにつなぐ移動の概念。またそれを目的としたサービスのこと。
----------	--

※21 コンパクトプラスネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
※22 グリーンスローモビリティ	グリーンスローモビリティは、時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称。地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待できるとされる。
※23 オンデマンドミニバス	需要に合わせて運行され、固定のルートや時間スケジュールに縛られず、利用者の要望に応じて柔軟かつパーソナライズされた交通サービスを提供する。

(6) ゼロカーボン宅配サービスの利用

1) ゼロカーボン宅配

市民は宅配サービスにおいて、以下内容を考慮した CO₂ 排出が少なくなる方法を選択する。事業者にはそのための選択肢を示すよう求める。また、地区ごとに宅配受取りポストを作り、いつでも受け取りに行ける仕組みをつくるよう地区内関係者に働きかける。

- 置き配で再配達をなくす。
- 戸別配送希望は別途料金の仕組みにする。
- 自転車や EV による配達、ドローン配達など

第3章 省エネ・住まい

(1) 住まいの断熱による省エネと健康の増進

すべての住宅(戸建て・集合住宅)で最も効果の大きい省エネ対策である断熱を積極的に取り入れる。断熱材の種類や構法についても環境に配慮した選択を行う。CO₂ 排出削減だけでなく室内での熱中症やヒートショックを減らした健康的な環境も実現する。

1) 新築住宅は ZEH、新築集合住宅は高断熱化

市民は新築戸建て住宅を建てるにあたって、以下内容を含めた ZEH※24 条件で建てる。また、支援する仕組みを充実するよう市に働きかける。

- 新築集合住宅は断熱性能等級 5 以上の高断熱化※25 を標準とする。

2) 既存住宅の断熱リフォーム

市民は自宅の壁・窓の断熱性能を測定するなど、家の断熱性能把握に取り組むことで、既存住宅の断熱リフォームをなるべく早く行うようにする。市には、断熱リフォームについて専門家に相談できる公的な窓口の設置や断熱リフォームを DIY で行う市民への支援(情報提供、技術指導)を整備するよう求める。また、既存の賃貸住宅にも断熱性能向上の支援が届くよう市に求める。

3) 窓の断熱

市民は 2) と同様の相談窓口を活用しながら、窓の断熱を取り入れる。市には、戸建

て住宅、集合住宅（持ち家、賃貸とも）を問わず、すべての住宅において断熱性能向上に有効な窓断熱が普及するような施策推進を求める。

4) 学校教室の断熱リフォームのDIY

市民は断熱リフォームをDIYで普及する活動を進めることを目的に学校へ働きかける。働きかける学校への効果に関する説明や進め方は以下内容を考慮する。

- 学校教室で行うことは実質的な効果と体験学習としての効果が期待できる。
- 地域の学校に働きかけ、地域市民と学校が協働で行う。

5) 住まいの断熱の重要性普及

市民は住まいの断熱による省エネと健康の増進について以下あらゆるところで学習の機会を作る。

- 家族と、友達と、各種コミュニティと学習の機会。
- 企業においては自分の職場でも学習の機会を提供するよう働きかける。

※24 ZEH	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスのことで、太陽光発電などのエネルギーで消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家のこと。
※25 断熱性能等級5以上の高断熱化	建物の高い断熱性を示し、外部の気温変化から室内を保護する能力が高いことを指す。これによりエネルギーの効率的な利用と快適な室内環境が期待される。

(2) 家庭で購入している電気を再エネの電源構成比率の高い電気に切り替える

2021年度データでは、家庭で排出しているCO₂の46%は電気由来なので、市民が再エネ比率の高い電源構成の電力会社に切り替えることで、家庭のCO₂排出を減らす。

1) 再エネ比率の高い電力会社への切換え

市民は公開されている電源構成比の情報※26を積極的に利用して、自宅で使用している電気で排出しているCO₂量を知るようにし、CO₂排出量が多い場合は、再エネ比率の高い電力会社に切り替えることで削減する。

市には、わからない場合の相談ができるような公的な窓口の設置を求める。

※26 電源構成比の情報	電力会社（電気小売り会社）の公式発表や、資源エネルギー庁が公開している電力会社の取り扱う電源構成比を参照することができる。再エネの比率や環境への影響を理解するために重要。
--------------	---

(3) 家庭での脱炭素ライフスタイルの実践

市民は家庭での省エネ機器、省エネ家電、太陽熱利用機器を導入してCO₂排出を削減する。家庭でのエネルギーは化石燃料(灯油、ガス)から電化に移行する。この取り組みは市の支援により加速されるよう要望する。

1) 省エネ家電の普及促進

市民は家電買い替え時には、省エネルギーラベルを参考にトップランナー基準を達成した（省エネ基準達成率 100%以上）製品を重要な選択条件として購入する。市には、使用している家電を買い換えたほうがいいのか相談できる窓口を店舗以外に設置するよう求める。また市には、省エネ家電普及促進のため、基準を満たした製品の購入で厚木市のポイントなどのインセンティブをつけることを求める。

2) 住宅のエネルギー源転換

市民は住宅における給湯や暖房の負荷が大きいため、以下のような手法でエネルギー源を化石燃料から電気または太陽熱由来のものに転換する。市には相談できる窓口を設置するよう求める。

- 給湯機は太陽光発電+ヒートポンプを使うエコキュートまたは太陽熱利用機器の導入を検討する。
- 暖房は灯油やガスから、電気、太陽熱によるものに切り替える。
- 相談窓口で積極的に情報を得る。

3) 健康的な脱炭素ライフスタイル

市民は高効率な冷暖房機器の優先使用によるエネルギーの節約や、中間期（春や秋）の自然換気によるエアコン稼働時間の低減など、健康に配慮しながら実施できる脱炭素ライフスタイルを実践する。

（4）公共施設の省エネと活用

公共施設やお店・事業所も省エネ建築を促進、または省エネ改修するよう求める。市民はクールシェア・ウォームシェア※27により市内のCO₂排出削減を加速する。公共施設への再生可能エネルギー導入と高断熱によって災害に強いまちづくりを共に目指す。

1) 公共施設・事業所の ZEB 化

市民は公共施設や事業所の新築建物において ZEB, ZEB Ready, Nearly ZEB※28 を標準とすることを求める。ただし運用段階では、オフサイト PPA※7 や再エネ電源購入などで公共施設や事業所においてトータルゼロを目指すことを求める。

2) クールシェア・ウォームシェア

市民は公民館、児童館、学校の空き教室などの共有スペースを有効に使うことで、クールシェアやウォームシェアを実現しつつ快適に過ごす。市には、既存の公共スペースも含めた共有スペースにおいて、再エネを使った冷暖房設備などの完備と高断熱化することにより、快適な空間を整備することを求める。

※27 クールシェア・ウォームシェア	クールシェア：涼を分かち合うこと。地域における公共施設や商業施設、自治体の避暑シェルターなど。 ウォームシェア：暖を分かち合うこと。
※28 ZEB, ZEB Ready, Nearly ZEB	定義は以下 ZEB: 省エネ+創エネでエネルギー消費量を 0%以下まで削減 Nearly ZEB: 省エネ+創エネでエネルギー消費量を 25%以下まで削減 ZEB Ready: 省エネでエネルギー消費量を 50%以下まで削減
※7 オフサイト PPA	第 1 章（1）の注釈を参照

第 4 章 消費・食・農・廃棄

（1）大量生産・大量消費の見直し、価値観の転換

市民の消費行動と販売のスタイルを変える。厚木市を「リユースシティ」にする。

1) 適量消費・エシカル消費

市民は必要なものだけを消費する「適量消費」や、環境と社会に配慮した「エシカル消費※29（倫理的消費）」をする。またエシカル消費行動に寄り添った商品の展開を以下のような手法などを行うことによって拡大するよう販売事業者働きかける。

- ある規定面積以上の店舗ではエシカル商品コーナーを設置し、エシカル消費について発信・周知に努めるなど。

2) カーボンフットプリント表示

市民はカーボンフットプリント※30（CFP）を考えて商品を選ぶ。

事業者には商品に CFP を表示する仕組みづくりを求める。市には商品に CFP を表示する仕組みづくりの後押しすることを求める。

3) リユース促進

市民は以下のような手法にて不用品のリユース※31 を促進する。

- 成長期の子供衣類、学校の制服などのリユースの仕組みや場所を充実させ活用を広める。学校では常時制服の回収ボックスを設置し、バザー等で販売。
- いつでもリユース品の購入ができる公民館やフリーマーケット、朝市などを厚木市の観光名所にする。

4) リユースショップ活用

市民はリユースショップを積極的に活用する。

5) 深夜営業の見直し

市民は、コンビニ等の深夜営業がなるべく不要になるライフスタイルへと移行する。事業者には利用実態に合わせて営業時間を調整するよう求める。

※29 エシカル消費 (倫理的消費)	消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと～消費者庁による定義
※30 カーボンフットプリント (CFP)	食品や日用品等について、原料調達から製造・流通・販売・使用・廃棄の全過程を通じて排出される温室効果ガス量を CO2 に換算し、「見える化」したものの。これを減らす努力は環境への貢献となる。
※31 リユース	物や製品を一度利用しただけで廃棄するのではなく、そのまま何度も再利用すること。

(2) 廃棄物を減らし、資源循環を進める

ごみの排出を減らし、分別の徹底と、資源として循環利用することを着実に進める。

1) リサイクル・廃棄物削減

市民は「使い捨ての消費スタイル」から、リユース・リサイクルの「持続可能な消費スタイル」へと転換するために、家庭、学校、公民館、職場などでリサイクル※32と廃棄物削減に関する活動を実施する。

2) 生ごみの堆肥化

市民は生ごみをコンポストで処理し、以下のようなことを考慮しながら、堆肥として活用する。市には、コンポストの入手方法の容易化、肥料を農家に提供することで野菜購入に使えるクーポンの発行、学校給食残渣への適用を求める。

- 自治会単位でコンポスト容器を設置して地域住民が管理・利用する。

3) 食品ロス削減

市民は以下のような手段で食品ロスを減らす。

- 食品ロス削減のため、事業者（お店、コンビニ、レストラン等）に余剰食品を安価で販売するなどの協力を求め、市民は積極的に利用する。
- 消費期限、賞味期限の近いものを仕事帰りの人が買えるような場をつくる。

4) フードバンクの活用

市民は不要な食品をフードバンクへ提供する。また、公民館などの公共の場に消費期限の迫った飲料やお菓子、レトルト食品などを安価で購入できる自動販売の仕組みを整備するよう市や関係者に働きかける。

5) プラスチック廃棄物の分別リサイクル

市民はプラスチック廃棄物のリサイクル工程を理解し、ごみの分別収集に協力する。容器包装リサイクル法対象のプラスチックと同様に、プラスチック製品の廃棄物を資源として回収・リサイクルし、再生プラスチックとして活用できるよう市に求める。（プラスチック製品については、一部地区で展開中）

また、回収できない形態で環境に排出される マイクロプラスチック※33を含む製品やマイクロプラスチックを発生させる製品の使用を抑制する。

6) 使い捨てプラスチック容器削減

市民は以下のようなことをやることで、使い捨てプラスチック容器を削減する。

- 容器は持参し、量り売りの店を利用する。
- スーパーに店舗間で共有できる容器を置き、①どこに返却してもいい仕組みにする②使用済み容器（瓶）をレジで返して割引、デポジット制などを考える。運用には市民の協議会と企業の協力で実施するよう働きかける。

7) PET ボトル使用削減

市民は PET ボトル由来のごみを削減するために、マイボトルやマイ容器を各自で持ち歩く。

PET ボトル飲料の自動販売機を減らし、マイボトルやマイ容器で利用できる自動販売飲料機をふやすよう事業者働きかける。

8) 給水スポットの設置

市民は給水スポットを利用する。学校・大学、公共施設、店舗には自由に使える給水スポットを設置するよう各主体に働きかける。とくに店舗などでは、給水機があることを表示し、普及してきたマイボトルを有効に使えるよう働きかける。

9) 紙おむつリサイクル

市民は市または事業者に対し、増加が予想される紙おむつの最適なリサイクルシステムの導入を検討し実用化するよう求める。システムができれば、市民は紙おむつの分別収集に協力する。

※32 リサイクル	使い終わった製品や資材を再処理し、原材料として再利用するプロセスで、資源の有効活用と廃棄物削減を促進する。循環型経済の一環として環境に優しい手段とされている。
※33 マイクロプラスチック	5mm 未満の微細なプラスチック粒子で、海洋生態系への悪影響が懸念されている。これらの微細なプラスチック片は、様々なプラスチック製品から発生する。環境に廃棄されたプラスチック製品が紫外線や風、波などで細かく破碎したもの。また、合成繊維（ポリエステル、ナイロンなど）を使用した衣料品や人工芝、化粧品や洗剤に含まれるマイクロビーズ、さらにはタイヤの摩耗によっても発生する。

(3) 健康を支える食と農業

日本の食に由来するカーボンフットプリント(以下、CFP)は 11%を占める。CFP 削減と健康な食生活や地域の豊かな食糧生産を実現させるために、なるべく CFP の低い食品を選択し消費するようにする。有機農業や再生可能エネルギーなどを使い、温室効果ガスを減らす方法で栽培された農産物を消費する。地元で持続可能な生産や健康に良い作物の生産を行う農業者を応援する。2050 年にはカーボンニュートラルで心も体も喜ぶ農産物でいっぱいの厚木にする。

1) カーボンフットプリントの低い食生活

市民は CFP の高い食品（牛肉など）※34、の消費をなるべく控え、CFP の低いタンパク源を積極的に取り入れる。さらに新しいタンパク源を生産する地元生産者を応援す

る。また、安全性の確認や市民への情報提供に留意しつつ、代替肉や新しいタンパク源の商品を取り扱うよう食料店舗に働きかける。

2) 地産地消農産品の普及

市民は以下のことを行うことで、地産地消の農産品を買う機会を増やし、地産地消農産品の普及をさせる。

- 店舗などに働きかけ、地域の野菜販売所の営業時間を延長して仕事帰りにも買えるようにするなど、地域の野菜を利用しやすくする。

3) 規格外野菜の消費

市民は以下のことを行い、規格外の野菜を積極的に消費する。

- 市民はスーパー、農産物直売所、地元のレストランなどが農家と提携し、規格外野菜を提供できる場を増やすことを求める。

4) 学校給食等で地場産のオーガニック食材活用

市民は学校や老人ホームなどの給食を地場産のオーガニックにするよう関係者に働きかける。

5) 食育・体験学習

市民は学校で食育、野菜やお米作りの体験学習を行い、生産過程の理解も深めることを求める。

6) オーガニックや環境再生型農業を推進

家庭菜園や営農している市民は、オーガニックや環境再生型農業（不耕起栽培等）※35を取り入れてみる。自ら情報交換の場を作る。

市民はオーガニック農家の推進・育成や地域の環境再生型農業を支援するよう市に働きかける。

7) 農業生産者と市民の交流

市民は農業者や里地里山の活動を実践している市民団体と交流を持ち、以下のような様々な活動に参加する。

- 市民農園の利用
- 市民農業体験などへの参加
- 農作業ボランティアなどに参加
- 交流促進のため市に協力を求める

農業学校との連携、農業アドバイザーの配置、農作業ボランティアへの参加で「まちのコイン」の活用促進、市広報、地域マスコミなどの情報提供など

※34 カーボンフットプリントの高い食品	高いCFPの食品には、赤身の肉、乳製品、遠くからの輸送が必要な食品、加工食品、森林伐採による生産物がある。これらは生産から消費までの過程で多くの温室効果ガスを排出し、環境への影響が大きいとされている。持続可能な選択としては、これらの食品を減らし、地元産や植物ベースの食品を選ぶことが推奨されている。
----------------------	---

※35 環境再生型農業（不耕起栽培等）	環境再生型農業はやせた土地を回復させ、耕さない不耕起栽培や多様な被覆作物、輪作などの手法で土の健康を改善する。農薬や化学肥料を最小限にし、土壌の炭素含有量を増加させて作物の健康や生産性を向上させる。カーボンファームとも呼ばれる。
---------------------	--

第5章 「脱炭素市民アクションプラン in あつぎ」を具体化、実践、定着していくための取組み

(1) 市民協働の継続

1) 脱炭素市民 アクションプランの普及

市民は厚木市カーボンニュートラルロードマップ、脱炭素市民アクションプラン in あつぎを熟知する。

市には市民に周知し、効果的なアクションの展開のため、進捗状況の共有や情報の受発信を行うことを求める。

2) 市民協働の連携体制構築

市民は市民協働を継続し脱炭素市民アクションプランの実践に取り組む。市民と市の連携体を作り、協働によりカーボンニュートラル実現を早く確実に達成することを目指す。

(2) 市内関係者との連携

1) 学校との協働

市民は学校での環境教育に連携して取り組む。そのために市や各種の学校に協力を求める。

2) 市民向け普及活動

市民は市民向けの環境学習、普及活動を行う。そのための場づくりなど、自治会などに協力を求める。

3) 多様な主体との連携

市民は脱炭素市民アクションプランの実践に取り組むため、多様な主体との連携を働きかける。

4) 市民の積極的な参加

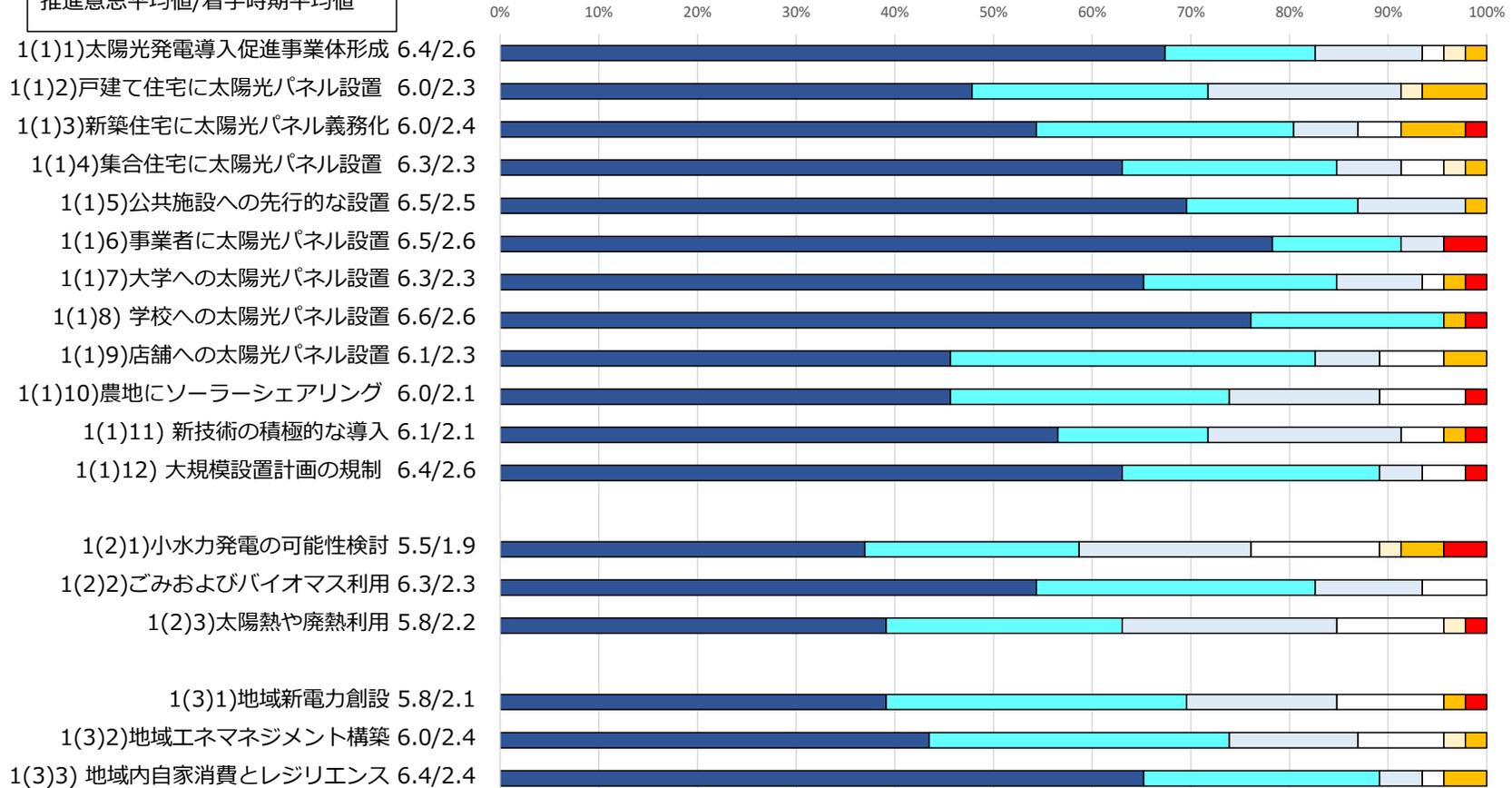
市民は脱炭素市民アクションプランの実践に積極的に参加する。

あつぎ気候市民会議 脱炭素市民アクションプラン in あつぎ 最終案に対する投票結果

アクションプラン項目名

推進意思平均値/着手時期平均値

第1章 再生可能エネルギーの地産地消

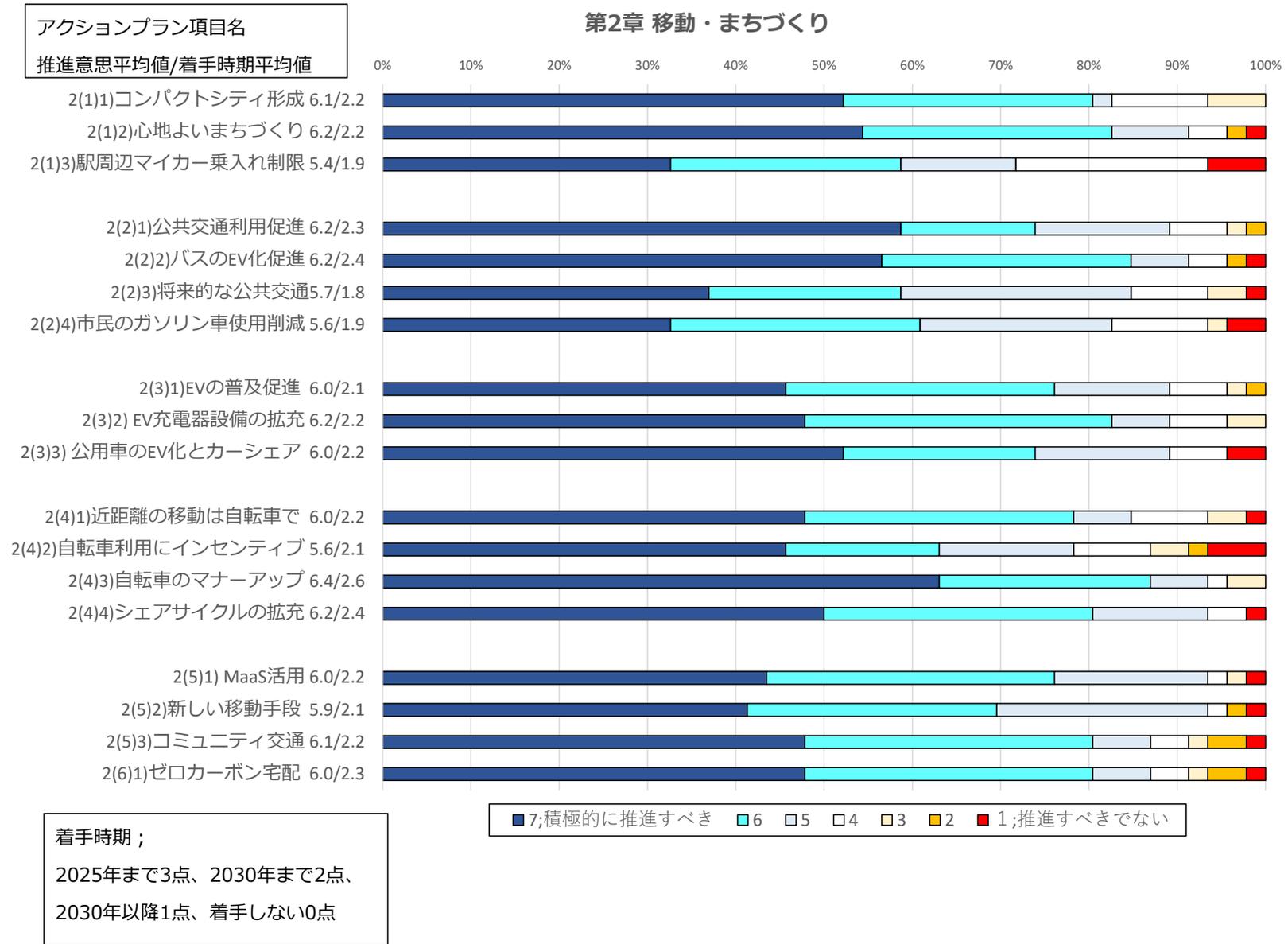


着手時期；

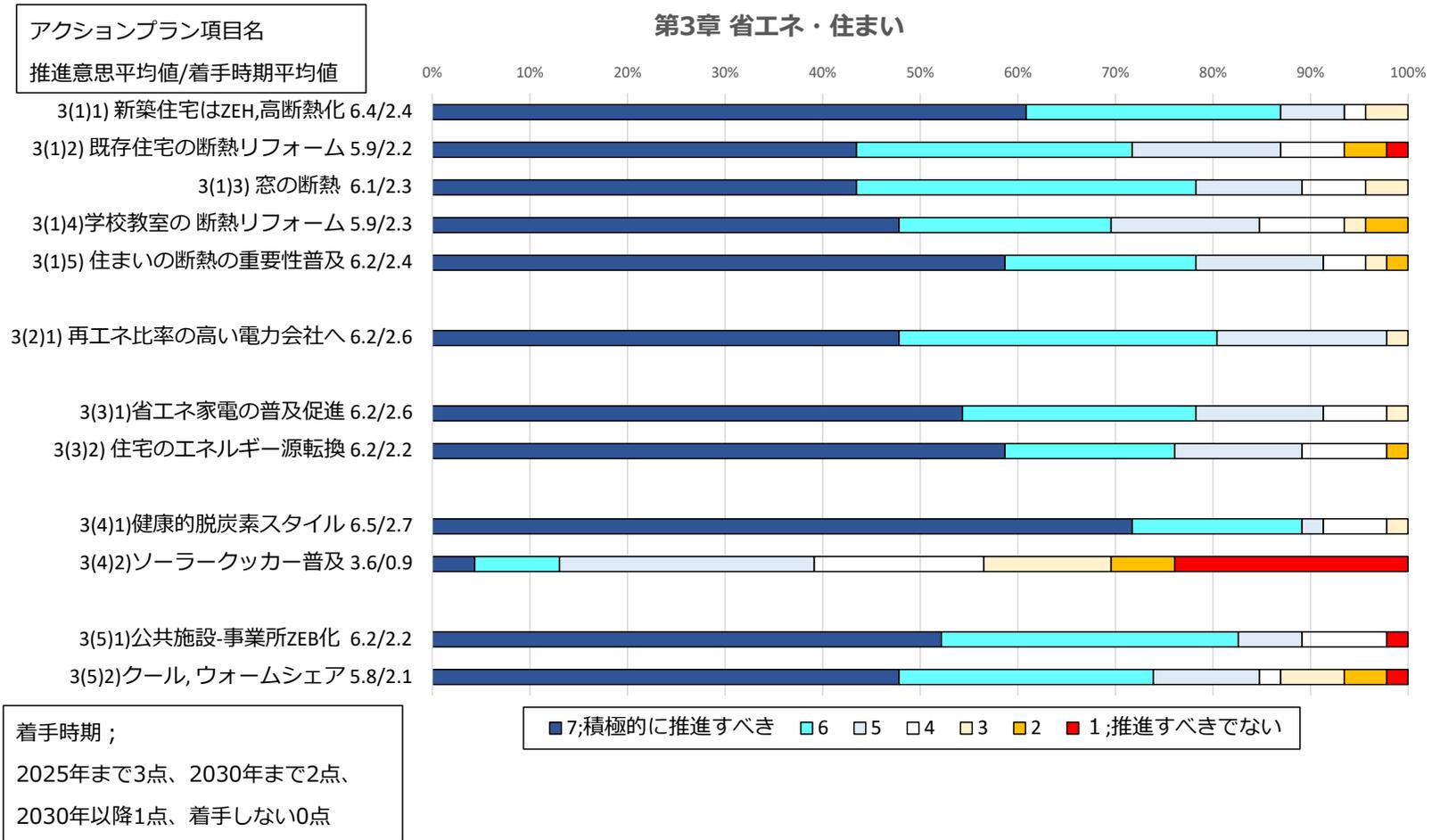
2025年まで3点、2030年まで2点、
2030年以降1点、着手しない0点

7;積極的に推進すべき 6 5 4 3 2 1;推進すべきでない

あつぎ気候市民会議 脱炭素市民アクションプラン in あつぎ 最終案に対する投票結果



あつぎ気候市民会議 脱炭素市民アクションプラン in あつぎ 最終案に対する投票結果



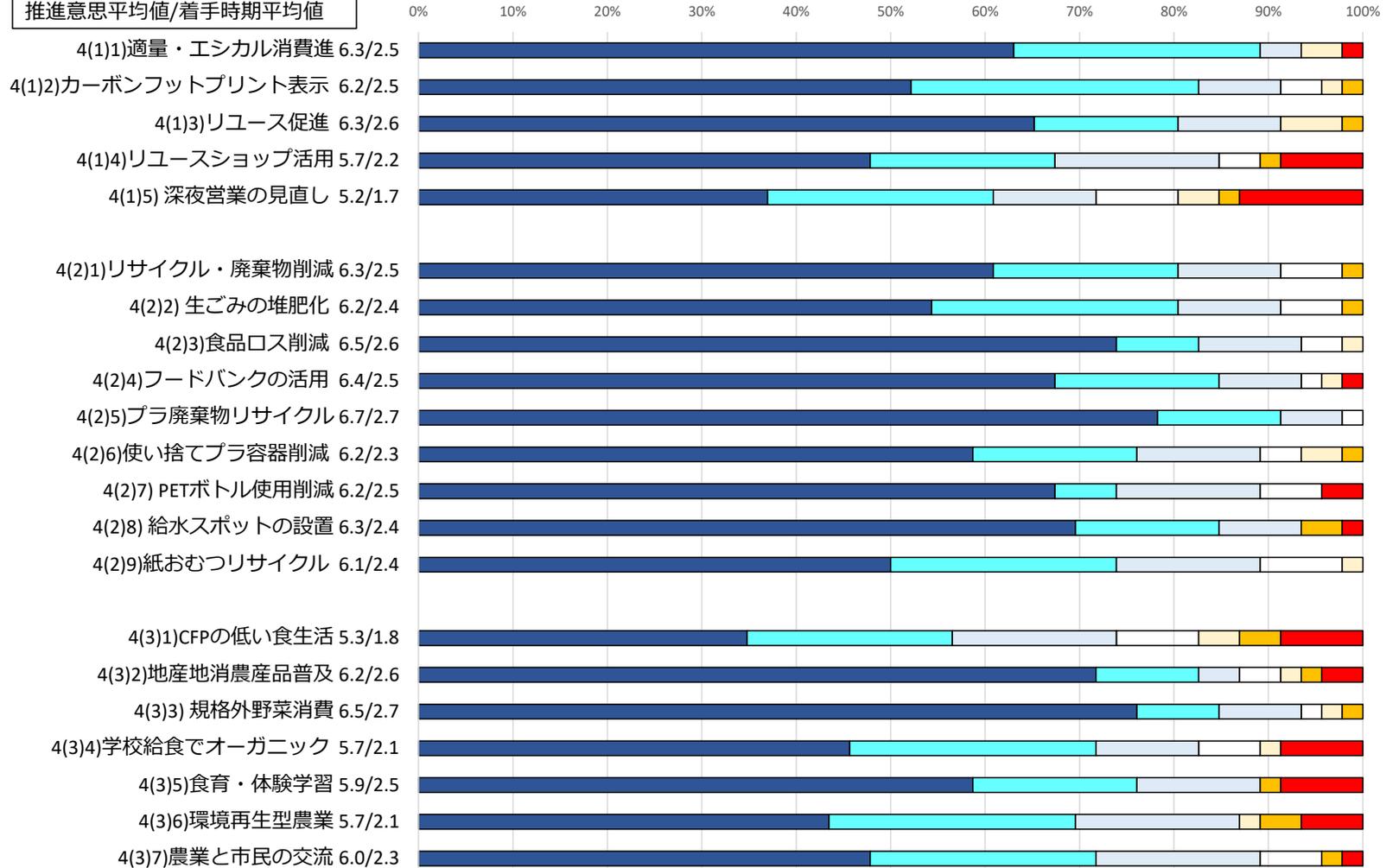
3(4)2)ソーラークッカー普及はアクションプランから除外

あつぎ気候市民会議 脱炭素市民アクションプラン in あつぎ 最終案に対する投票結果

アクションプラン項目名

推進意思平均値/着手時期平均値

第4章 消費・食・農・廃棄



着手時期；

2025年まで3点、2030年まで2点、

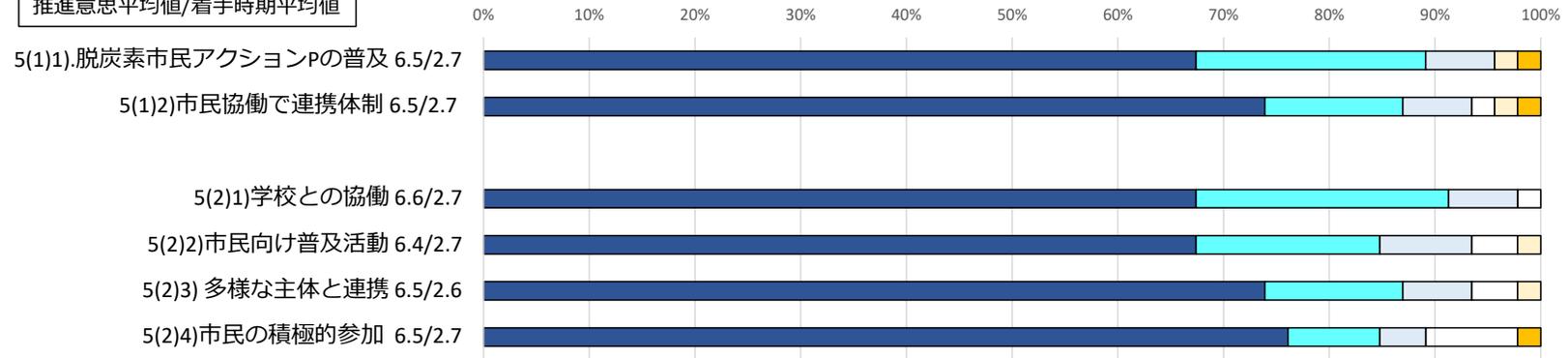
2030年以降1点、着手しない0点

■7;積極的に推進すべき 6 5 4 3 2 1;推進すべきでない

あつぎ気候市民会議 脱炭素市民アクションプラン in あつぎ 最終案に対する投票結果

アクションプラン項目名
 推進意思平均値/着手時期平均値

第5章 脱炭素市民アクションプラン実践取組み



着手時期 ;
 2025年まで3点、2030年まで2点、
 2030年以降1点、着手しない0点

■ 7;積極的に推進すべき ■ 6 ■ 5 ■ 4 ■ 3 ■ 2 ■ 1 ;推進すべきでない